

身体障害者手帳の再交付に必要な書類

再発行（紛失・破損・更新・合冊に伴う申請、部分返還に伴う申請）

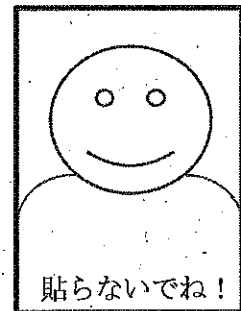
《申請に必要なもの》

☐ 1. 現在お持ちの身体障害者手帳（※ 紛失以外）

☐ 2. 写真（たて4センチ×よこ3センチ）

- ※ 脱帽、上半身正面のもの
- ※ 1年以内に撮影したもの
- ※ 顔が枠内に収まっているもの
- ※ 鮮明で顔がはっきり確認できるもの
- ※ 加工・修正は不可
- ※ 写真台紙、写真用インクを使用したもの
- ※ 本人のみを撮影したもの

（見本）



4
cm

3 cm

☐ 3. マイナンバー（個人番号）わかるもの

- * 15歳未満の者については、保護者が代わって申請して下さい。
- * 紛失以外の理由での再交付申請は、権利の一部、番号の返還を伴うため、再交付後に返還届の手続きがあります。

手帳が届きましたら、文書で連絡します。

[問 い 合 わ せ]

石垣市福祉事務所

障がい福祉課 障がい福祉係

☎ (0980) 82-9947 (内線1558)